

2013年3月16日・図書新聞「文学」欄では

## 無念でも、悲しくても、怖くても

相変わらず棄民政策を続けようとする政治意思に対して、

もっと激しい憤りをもって、誰もが語るべき——若松丈太郎著『福島核災棄民』

(東京造形大学教授 前田 朗)

福島の思想詩人による慟哭の書である。

前著『福島原発難民』に続く詩文集に、加藤登紀子がうたう「神隠しされた街」のCDがついている。

本書を読んだその日に、ぼくは次のように書いた。

「静かに、ゆっくりと、読もう。／泣かずに、声を出して、読もう。／無念でも、悲しくても、怖くても。／前を向き、遠くを見ながら、読もう。」

たぶん、これ以上のことを書けない。書評をしようと言っても、難しい。それでも書評を依頼されて、引き受けてしまった。

一読者として、本書をより多くの人に紹介したいからだ。本書を通じて、一人の市民としてこの国に生きるということの意味を考えたいからだ。カビの生えたような言葉で政策を論ずる前に、人間が紡ぎ出す言葉には無限の可能性があることを、多くの人に知ってほしいからだ。

やがて二年前になりつつある三・一一について、実に多くのことが語られた。ぼく自身も、仲間とともに「原発を問う民衆法廷」運動を立ち上げて、東京、大阪、郡山、広島、札幌、四日市で巡回公判を開催した。その場で実に多くのことが語られ、臉を涙の海に変え、誰もが時代の悲しみを痛切に感じた。

民衆法廷検事は多数の弁護士たちが引き受けてくれた。原告・申立人は、福島の被災者をはじめとして、原発研究者、学者、各地の原発反対運動に取り組んできた人々である。「裁く」判事は、鶴飼哲（一橋大学教授）、岡野八代（同志社大学教授）、田中利幸（広島市立大学広島平和研究所教授）、そしてぼくだ。

民衆法廷郡山公判に原告申立人として登壇した詩人は、福島第一原発事故で、私たちは何を見たのか。何を失ったのか。いかなる事態を経験したのかを語った。詩人が歴史の証人として語る時、言葉は華やかに飛び交うことはなく、鮮やかに煌めくこともない。一つひとつの言葉が現実を切り裂き、血飛沫を上げる。涙のレンズの彼方から、光の矢となって突き刺さる。たんとと語られる情景が重く、静かに揺れながら、聞き手の耳に、胸に、心に不思議な痛みを印していく。

「町がメルtdownしてしまった」——その町で「原発難民」として歴史を書き残す精神の営み。「キエフ モスクワ一九九四年」に思いを馳せ、記憶をたどり、自分に問いかける。「福島から見える大飯」と書き記した著者は、「広島で。〈核災地〉福島、から。」と歩み出す。

核災難民を棄て去る国家意思に直面した著者は、「戦後民主主義について」、「始まり？ 終わり？」を問い直す。事態の責任を問い糾すことを思念し、ここから「生きるための決断」を表現していく。フクシマから／フクシマで生きる決断であるだろう。二重、三重の「植民地支配」下に置かれた東北、そして福島——「ここから踏み出すためには」、何をどのように語り、論じなければならないのか。著者は『命が危ない 311 人詩集——いま共にふみ出すために』や『脱原発・自然エネルギー 218 人詩集』を読んで、自らの言葉を改めて紡ぎ直そうとする。

それでは、ぼくは何を受け止めればよいのだろうか。何を引き継ぎ、誰に何をリレーすればよいのだろうか。原発民衆法廷の実践の中で、ぼくらは原発事故の民事責任と刑事責任を解明し、原発政策の憲法違反性を明らかにし、原発の犯罪性も指弾した。内部被曝問題を学び、被曝労働の実態を指摘し、チェルノブイリ人民法廷の記憶を喚起し、脱原発の市民運動に加わって来た。

そこから、ぼくらはどのような言葉を獲得しただろうか。どのように言葉を磨き直しただろうか。まだ、答えるだけの経験の積み重ねがない。しかし、三・一一の事件を経験して、著者の問いかけにいまなお答えられないのは、なぜだろう。もう一度、自分に問いかけたい。一人の市民としてこの国に生きるということの意味を、徹底的に考え直さなくてはならない。相変わらず棄民政策を続けようとする政治意思に抗して、もっと激しい憤りをもって、誰もが語るべき時だ。

と紹介されています。